

取引契約書

本取引条件は、株式会社パミロール(以下「当社」という)が提供する商品およびサービスを利用するサロン(以下「会員」という)との間の売買取引について定めるものとする。

本取引条件において「サービス」とは、当社が提供するWebサイトの利用、講習、情報提供その他これらに付随する一切の提供をいう。

会員は、本取引条件に同意のうえ当社の商品およびサービスを利用するものとし、当該同意をもって当社との取引契約が成立するものとする。

第1条(販売および流通の制限)

会員は、当社の商品を適正なサロンワークにおいて使用および販売するものとし、第三者への転売、再販売その他これらに類する行為を行ってはならないものとする。

また、インターネット販売、オークションサイト、フリマアプリ等を利用した販売行為についても、これを禁止する。

第2条(価格)

商品の販売価格および取引条件は、当社が定める基準および会員ごとの取引内容に応じて決定し、会員登録および承認後に提示するものとする。

第3条(受発注)

①会員が当社へ商品を注文する際、会員は当社へ納品先、品目、数量を取りまとめて発注する。

②当社は受注した商品を、遅延なく当社の定める配送システムにより、会員に納品する。

第4条(納品時の確認事項)

①納品時の発送費用は、1回の注文金額が15,000円(税込)以上の場合は当社の負担とし、15,000円(税込)未満の場合は会員の負担とする。

②会員は当社から引き渡された商品について検品を行い、その際、検品によって商品の数量の過不足、不良品を発見したときは直ちに当社に伝え、会員は当社と協議する。

③納品された後の会員の顧客(エンドユーザー)への発送は会員が責任をもって行い、送料は会員の負担とする。

第5条(代金支払)

①会員は、当月1日から当月末日に納品された商品の代金総額を翌月20日までに、当社に支払うものとする。

②会員から当社への商品代金の支払いは、銀行振込・口座振替を原則とする。例外として、現金手渡しの方法もある。

③会員から当社への商品代金などの支払時の銀行振込手数料その他の費用は、会員の負担とする。

④会員が当社への商品代金の支払いが遅れた場合は、会員は当社に遅延損害金を支払うものとする。遅延損害金の金額は、遅延した日数と商品代金の金額に対して、年率14%(年365日日割り計算)で算出するものとする。

第6条(商品の返品・交換)

- ①当社は、会員に納品された商品の品質不良については、納品から1年以内、かつ未開封または開封直後に品質不良が確認された場合に限り、返品または交換に応じるものとする。
- ②前項以外の会員都合による返品または交換については、納品から1ヶ月以内であり、かつ未開封・傷なしの状態であれば、商品の返品もしくは交換が可能である。
- ③商品の返品または交換に伴う送料その他の費用については、当社の責めに帰すべき事由による場合は当社の負担とし、会員都合による場合は会員の負担とする。

第7条(商品の取り扱い)

会員は、会員の顧客(エンドユーザー)に商品を販売する際、商品の取り扱い及び管理に留意する。

第8条(危険負担)

商品の引渡前に生じた商品の滅失、毀損、減量、変質等の損害は当社の負担とし、商品の引き渡し後に生じたこれらの損害は会員の負担とする。

第9条(不可抗力免責)

天災地変・法令の改廃制定・公権力による命令処分・運輸関係の事故等、その他の不可抗力または不可抗力に準じた乙の責に帰することの出来ない事由によって商品の納入が遅滞したまたは不可能になったときは、当社は直ちに会員にその内容を伝えたとともにその対応を会員と協議する。

第10条(機密保持)

会員および当社は、本規約およびその他両者の取引に関連して知り得た相手側の業務上の機密を、第三者に漏洩してはならないものとする。

第11条(事情変更)

経済事情・市況その他本契約の基礎となっている事情が著しく変動したため、双方にとって本契約を継続することが困難になったとき、もしくは著しく不合理であると認められるに至ったときは、双方協議の上解決に努力する。

第12条(解除)

当社または会員において、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合に、相手方に何ら通告することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ①重大な過失または背信行為があったとき。以下の場合も背信行為となる。
 - (ア)会員が会員の顧客(エンドユーザー)以外の販売業者などに商品を転売した場合。
 - (イ)会員が業務用商品を販売した場合。
 - (ウ)会員が理美容室を閉店もしくは廃業したにも関わらず、継続取引が判明した場合。
- ②支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生手続、会社整理、特別精算等の手続きの申立がなされたとき。
- ③手形交換所からの取引停止処分を受けたとき。
- ④公租公課の滞納処分を受けたとき。

- ⑤本契約に違反する行為があったとき。
- ⑥支払いが3ヶ月以上滞納したとき。
- ⑦会員が理美容室を閉店もしくは廃業したとき。この場合は会員は当社に速やかに通知することが必要である。

第13条(合意管轄除)

当社および会員は本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条(協議)

本契約に定めのない事項は、双方協議のうえ、決定するものとし、相互の利益と発展のために協力するものとする。